

# 山口県報

平成24年  
8月24日  
(金曜日)

## 目次

保安林予定森林(美祿市)(森林整備課).....	一
指定施業要件の変更予定保安林(萩市)(森林整備課).....	二
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知の内容の要旨及び揭示場所(森林整備課).....	三
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(水産振興課).....	六
宇部都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....	六
道路の位置の指定(建築指導課).....	七
公告	七
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(九件)(県民生活課).....	七
大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課).....	九
公共測量の実施(監理課).....	〇
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....	〇
公安委公告	〇
契約の締結.....	〇



### 山口県告示第百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

#### 一 保安林予定森林の所在場所

美祿市東厚保町山中字台一六六八、伊佐町伊佐字浴山一七三二の三、一七三五から一七三七まで、一七三九から一七四一まで、一七四四から一七四六まで

#### 二 指定の目的

水源の涵養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祿市東厚保町山中字台一六六八・伊佐町伊佐字浴山一七三六・一七三九・一七四〇・一七四六(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祿市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

#### 一 保安林予定森林の所在場所

美祿市美東町真名字和田三二二、東厚保町川東字上ヶ原四七四、四九六の一、四九八、一一八五、一一八六

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祿市美東町真名字和田三二二・東厚保町川東字上ヶ原四七四・四九六の一・四九八・一一八六(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祿市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第三百二十七号**

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
 萩市大字佐々並字吉敷地一八〇二の一（次の図に示す部分に限る。）、一八〇二の四七、一八〇二の四八、字コノノ浴一九四四の一、一九四四の二、一九四四の九八、一九四四の一〇一、一九四四の二〇二、字大切二五一六の一（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
 水源の涵養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
 萩市大字福井下字金峰二三五の一、一三五の三、一三五の四、字馬床二三五の二（次の図に示す部分に限る。）、大字山田字東定仙八六二の一、八六二の二三から八

六二の一五まで、字定仙山八六二の一、八六二の二、八六二の六  
 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
 萩市大字吉部上字伏馬九〇三の一・大字高佐下字伏馬二六九八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的  
 干害の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字吉部上字伏馬九〇三の一、大字高佐下字伏馬二六九八の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	保安林として指定された目的	変更に係る指定施業要件	森林所有者
山口市仁保上郷字大谷川五の一	水源涵養	立木の伐採の限度	山口市仁保上 吉富喜代治 郷二一九 郎

二	一	五	山口市仁保上郷字大谷川五の一	字実無二
二	二	七	七三二の一	字白滝山
二	三	八	八七五の四	字上ヶ山

下浴三三二の一	字小河内	吉富平治郎
三三五		
八九の六	字塩川三	小川 久代
八九の九		
三八九の八	字塩川西	岩武 賢介
三八九の二六		
三八九の二三		
三八九の二一	字犬鳴五	吉富 正
五四の二		
五四の四	字五	大竹 玄滴
六三七	字岩瀬戸	藤井 秀昌
六三八		
六五三	字堂ヶ迫	村田 正義
六六一の一		
六六五		

三三八一	下小鯖	村田 正義
郷二〇三	仁保中	松村 清
一四七の一		
郷二六六	仁保上	山本 辰熊
下関市幡生二丁目二六の一		
防波令一二五二の一		
山口市仁保上郷二六六		
仁保中郷一八三九		
仁保上郷一九三		
一六一〇八		
一七七〇		
大阪府豊中市服部西町四丁目の一の三		
山口市仁保上郷一〇一八		
一九一九		
二〇二八		

"	"	六七	"	"	六六第二	四八	一八三一の二〇	八三一の七	"	一七六八の九	追平一七六八の五	一六五七	五八九の二一	五八九の六	五八九の二	五四三の三	〇一の二	〇一	〇〇	八八七	
"	"	"	"	"	"	宮野上字寺床山一	字小岩倉	字水神一	"	"	字井手ケ	字佐々木	"	"	字埜下一	字峰尾一	"	"	字魚切九	字古井手	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
三	四	並六	萩市大字佐々	三	並四	萩市大字佐々	山口市大内御	並四八	萩市大字佐々	一〇一八	一九三六	"	一七八五	"	二〇三	山口市仁保上	郷一〇三三	"	能登町一五二二	兵庫西宮市	二二九九
溝部初五郎	溝部小二郎	山根吉兵衛	溝部初五郎	溝部初五郎	溝部小二郎	杉山 勲	溝部 弘子	山本 輝男	伊藤馬之進	末宗 健雄	"	"	山根 茂夫	渡辺好太郎	山根 茂夫	"	"	嘉村 淳太	嘉村イクヲ	嘉村 淳太	嘉村イクヲ

九三六の三	九三六の二	九三六の一	"	九三五	九三二の五七	九三二の三一	九三二の二七	九三二の二五	八七三の二九	六七五の四	六七五の三	六七四の六	"	六六三の三九	"	六六三の二四	六六八	田六五八	山一七二		
"	"	"	"	字藤ヶ原	"	"	"	字東並山	字東坂本	"	字内ヶ峠	字西松柄	"	"	字東松柄	"	"	仁保中郷字下木和	字後ヶ浴南		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	二〇二四	郷二二一九	丁目六の一六	前九〇 道場門	"	丁目六の一六	郷四七七	山口市仁保下	目三五の五	東京都武蔵村	一四九一	一四九四	一七四	一四九四	一七四	郷一四九四	山口市仁保中	門 佐伯方右衛	
"	"	"	堀田 茂吉	末永 龜吉	溝部 勝彦	溝部 保孝	"	溝部 勝彦	岡崎 高寿	"	松田 兼一	山本 才力	松村勇之進	松村松二郎	松村勇之進	松村松二郎	"	松村 宏	門 佐伯方右衛	門 佐伯方右衛	

七〇一	七〇〇	六九四	六九一	六八六の一	一六六九の二四	一六六九の二	一六六八	向一六六の一	一六六一の三	一六六一の二	一六六一の一	二四四	二三五の二	二三五の一	二三四	二二三の二	二二三の一	二二二	二二一
"	"	"	"	字古森一	"	"	"	字道祖ノ	"	"	字道祖本	"	"	"	"	"	"	"	字古寺一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

"	"	目八の四八	東区矢賀二丁	広島県広島市	"	三〇四五	"	"	"	"	"	郷二五七	郷三二九一	小郡上	丁目六の一六	本町二	前九〇	道場門	"	"	"	丁目六の一六	山口市本町二
"	"	須藤忠顯	"	藤井薫	須藤忠顯	芝尾廣一	"	"	"	"	"	與國市五郎	溝部ヨシノ	溝部勝彦	溝部保孝	"	"	"	"	"	"	溝部勝彦	山口市本町二

一三九九の一〇〇	一三九九の九六	一三九九の九五	"	一三九九の四〇	"	一三九九の三九	西山三九九の三六	字一貫野	浴一八八〇の二	字上柳ケ	八六六の九	字木戸一	八五七	字寺上一	八二五の一	字山高一	八三一	字萩輪一	一七六八の一	"	一七五九	字平太迫	谷一七五〇の二	字三ツケ	迫一七一八	字西宮ケ	一七二四の一	"	一七二三の一	字宮ケ迫
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

四六	"	一	五八八一	四六	五七八七	五八八九	一	郷二八七	仁保中	二	郷三三八四の	三〇八	郷二一八九	山口市仁保中	六	字飯田二二二	市八本松町大	広島県東広島	郷二八〇八	山口市仁保中	目八の四八	東区矢賀二丁	広島県広島市	郷三七五	仁保下	"	"	郷二九二九	山口市仁保中
岩田 頼一	"	岡 彦藏	伊藤 龍一	岩田 頼一	伊藤 安治	岩田 為治	岡 彦藏	吉廣 唯一	板垣七口子	伊藤弥三郎	末永 光彦	西 敦	岡田 虎藏	須藤 忠顯	林 八藏	"	"	藤井 薫											

二	通知の内容を掲示した場所								
山口市役所									
一〇八五の二	字牛飼原	土砂の流	出の防備						
〇一	東京都豊島区 西巢鴨一丁目 一〇の四の二								
	高木 伸夫								
	伊藤 龍一								
	岡 三子								
	村田 八ナ								
	六三八六								
	五八八一								
	二四七四	字山ノ神							
	〃	〃							
	〃	〃							
	〃	〃							

山口県告示第三百二十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があつたと認められた。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

区	域	区	分
大井湊区域		小型定置網漁業及び主としてはえ縄を使用してふぐ又はあまたいをとることを目的とする漁業	

山口県告示第三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 施行者の名称  
宇部市

- 二 都市計画事業の種類及び名称  
宇部都市計画下水道事業宇部市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和二十三年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地

宇部市亀浦一丁目、亀浦二丁目、亀浦三丁目、亀浦四丁目、亀浦五丁目、則貞一丁目、則貞二丁目、則貞三丁目、則貞四丁目、則貞五丁目、則貞六丁目、野中一丁目、野中二丁目、野中三丁目、野中四丁目、野中五丁目、野中六丁目、草江一丁目、草江二丁目、草江三丁目、草江四丁目、上野中町、野原一丁目、野原二丁目、恩田一丁目、恩田二丁目、恩田三丁目、恩田四丁目、恩田五丁目、五十名山町、笹山町一丁目、笹山町二丁目、未広町、岬町一丁目、岬町二丁目、岬町三丁目、八王子町、東梶返一丁目、東梶返二丁目、東梶返三丁目、東梶返四丁目、大小路一丁目、大小路二丁目、大小路三丁目、沼一丁目、沼二丁目、沼三丁目、海南町、西梶返一丁目、西梶返二丁目、西梶返三丁目、神原町一丁目、神原町二丁目、常藤町、東新川町、芝中町、東芝中町、松山町一丁目、松山町二丁目、松山町三丁目、松山町四丁目、松山町五丁目、錦町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、昭和町四丁目、明神町一丁目、明神町二丁目、明神町三丁目、明治町一丁目、明治町二丁目、幸町、東見初町、港町一丁目、港町二丁目、川添一丁目、川添二丁目、川添三丁目、琴崎町、中尾一丁目、中尾二丁目、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、宮地町、北琴芝一丁目、北琴芝二丁目、東琴芝一丁目、東琴芝二丁目、西琴芝一丁目、西琴芝二丁目、琴芝町一丁目、琴芝町二丁目、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、常盤町一丁目、常盤町二丁目、新天町一丁目、新天町二丁目、東本町一丁目、東本町二丁目、朝日町、松島町、相生町、新町、若松町、上町一丁目、上町二丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、小松原町一丁目、小松原町二丁目、鶴の島町、西本町一丁目、西本町二丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、南浜町一丁目、南浜町二丁目、西中町、助田町、鍋倉町、文京町、居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目、東小羽山町一丁目、東小羽山町二丁目、東小羽山町三丁目、東小羽山町四丁目、東小羽山町五丁目、北小羽山町一丁目、北小羽山町二丁目、北小羽山町三丁目、北小羽山町四丁目、南小羽山町一丁目、南小羽山町二丁目、南小羽山町三丁目、風呂ヶ迫町、開一丁目、開二丁目、開三丁目、開四丁目、開五丁目、開六丁目、あすとびあ一丁目、あすとびあ二丁目、あすとびあ三丁目、あすとびあ四丁目、あすとびあ五丁目、あすとびあ六丁目、あすとびあ七丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、山門一丁目、山門二丁目、山門三丁目、山門四丁目、山門五丁目、寺の前町、南小串一丁目、南小串二丁目、西小串一丁目、西小串二丁目、島一丁目、島二丁目、島三丁目、下条一丁目、下条二丁目

目、浜田二丁目、浜田三丁目、北条二丁目、北条三丁目、上条二丁目、上条三丁目、上条四丁目、上条五丁目、東藤曲二丁目、東藤曲三丁目、文京台一丁目、文京台二丁目、文京台三丁目、東平原一丁目、東平原二丁目、西平原一丁目、西平原二丁目、西平原三丁目、西平原四丁目、松崎町、岩鼻町、床波一丁目、床波二丁目、床波三丁目、床波四丁目、床波五丁目、床波六丁目、今村南一丁目、今村南二丁目、今村南三丁目、今村北一丁目、今村北二丁目、今村北三丁目、今村北四丁目、今村北五丁目、東小串一丁目、東小串二丁目、西宇部南一丁目、西宇部南二丁目、西宇部南三丁目、西宇部南四丁目、西宇部北一丁目、西宇部北二丁目、西宇部北三丁目、西宇部北四丁目、西宇部北五丁目、西宇部北六丁目、西宇部北七丁目、厚南北一丁目、厚南北二丁目、厚南北三丁目、厚南北四丁目、厚南北五丁目、大字西岐波、大字冲宇部、大字川上、大字上宇部、大字中宇部、大字小串、大字中山、大字冲ノ目、大字藤曲、大字広瀬、大字際波、大字中野開作、大字妻崎開作、大字東須恵、大字東方倉及び大字船木

山口県告示第三百三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
熊毛郡田布施町大字麻郷字松崎二二五八の二二二五八の二地先及び二二五六八の六地先並びに字大室一六〇〇の一	六・〇九・六	六四・五	四六二・〇九



(四〇七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款は、平成二十四年九月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名称 特定非営利活動法人下関市視覚障害者福祉会  
 代表者の氏名 舛尾 政美  
 主たる事務所の所在地 下関市関西町一番一〇号

(四〇八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年九月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名称 特定非営利活動法人ふれあいの家鴻の峯  
 代表者の氏名 杉山 節子  
 主たる事務所の所在地 山口市朝田九四一番地の一

(四〇九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画

書及び活動予算書は、平成二十四年九月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人山口県要約筆記連絡協議会

代 表 者 の 氏 名 門田美和子

主たる事務所の所在地 防府市大字上右田二七三三番地の一

(四一〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年九月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人あけぼの会

代 表 者 の 氏 名 岡田 利夫

主たる事務所の所在地 山陽小野田市千代町一丁目二番二八号

(四一一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年九月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課

及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人下関市身体障害者団体連合会

代 表 者 の 氏 名 金原 洋治

主たる事務所の所在地 下関市貴船町三丁目一番四三三号

(四一二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年九月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人山口県アクティブシニア協会

代 表 者 の 氏 名 藤本 賢司

主たる事務所の所在地 周南市大字徳山五八一一番地の一〇

(四一三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年十月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。



平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人支えてねッetwork  
代 表 者 の 氏 名 藤井 敏和  
主たる事務所の所在地 山口市秋穂西四四一番地

(四一四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款は、平成二十四年十月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。  
平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人幸せの会  
代 表 者 の 氏 名 清水 伸二  
主たる事務所の所在地 山口市後河原一三六番地

(四一五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年十月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人あとう観光協会  
代 表 者 の 氏 名 椎木 耕司  
主たる事務所の所在地 山口市阿東徳佐中三六二八番地

(四一六) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年八月二十四日から同年十二月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。  
平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ダイレックス光店  
所在地 光市大字浅江字下鍛冶一三五三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 株式会社コウケンプロダ 光市島田一丁目一四番二号 代表者の氏名 兼森憲太郎
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	三、八八九平方メートル	一、六五三平方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	ダイレックス株式会社	
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前一〇時一五分	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後一〇時

来客が駐車場を利用することができない時間帯

午前10時から午後八時30分まで

午後9時30分から午後10時30分まで

- 四 届出年月日  
平成二十四年七月十九日
- 五 変更年月日  
平成二十四年七月二十六日

(四一七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防衛省中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 作業の種類  
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域  
岩国市
- 三 作業の期間  
平成二十四年七月十九日から平成二十五年三月二十五日まで

(四一八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市瑞穂町二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
下松市望町四丁目一〇番一〇号  
磯村 重夫

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
熊毛郡田布施町大字上田布施字近吉
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊毛郡平生町大字佐賀一五三二番地  
丸三食品株式会社



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十四年八月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
汎用電子計算機 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十四年七月三十一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 六 落札金額  
四億七千三百七十五万三千七百円
- 七 入札公告日  
平成二十四年六月十九日
- 八 その他  
(一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成

(三) (二)

最低価格  
落札方式  
借入れ  
調達方法

---

平成二十四年八月二十四日印刷

発行人所

山口県知事庁